



Title	日本の戦時朝鮮植民地統治：「陸軍特別志願兵制度」の法的分析を中心にして
Author(s)	小野田, 求
Citation	大阪外国語大学論集. 1993, 9, p. 235-256
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79612
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

日本の戦時朝鮮植民地統治 —「陸軍特別志願兵制度」の法的分析を中心にして—

小野田 求

Japan's Colonial Rule of Korea during the World War II: Centering on the Legal Analysis
of the so-called Special Volunteer System of the Imperial Army

Motomu Onoda

目 次

はじめに

第一章 「陸軍特別志願兵制度」の定立過程

第二章 「陸軍特別志願兵」の員数の決定と割当過程

第三章 「陸軍特別志願兵」の兵役編入過程

第一節 兵役編入の条件

第二節 「訓練所」への編入過程

第三節 「訓練所」における訓練過程

第四章 「陸軍特別志願兵制度」の本質と矛盾

おわりに

はじめに

日本は、1937年7月7日に勃発した蘆溝橋事件を口実に、中国に対する侵略戦争を全中国に拡大していった。

このような侵略戦争の拡大の過程において日本は、朝鮮民族に対する植民地統治をさらに強化していった。

この朝鮮に対する侵略戦争中の植民地統治は、それまでに朝鮮民族との間に存在していた矛盾を前提にし、それをふまえて、侵略戦争の強行、拡大から生じる矛盾を解消することを根本的な目的としていた。

この目的を達成するために、朝鮮民族の所有、生産する物質的財貨と、彼らの人身そのものを「労働力」、兵力その他として動員していった。

そして、この動員のために植民地統治権力、すなわち、朝鮮総督府と朝鮮軍を拡大、強化していった。

しかし、権力が強化されたとはいえ、これの行使だけに依存するのではなく、動員に対する朝鮮民族の「自発性」、「積極性」をつくりだし、それをも利用していった。

そこで他方において、朝鮮民族に対し、精神生活においては、皇国臣民意識などを徹底的に注入するとともに民族意識などをうばい、社会生活においては、植民地統治機構と表裏一体となったファッショ組織に統合することなどをおしすすめていった。

こうして日本は、朝鮮に対する植民地統治史上、新たな段階を画する戦時植民地統治をおしすすめていったのである。

しかし、このような日本の戦時朝鮮植民地統治は、一定の成果をあげたようにみえたが、植民地統治に反対し、民族の独立を求める朝鮮民族との間に矛盾、対立を激化させていった。

他方において、日本が強行していった中国に対する侵略戦争は、中国人民との間に矛盾をさらに深めていった。

そこで日本は、この危機を打開するために、「南進政策」をとり、1940年9月から1941年7月にかけて、「仏印進駐」を強行していった。

しかし、この軍事的侵攻も、中国における矛盾の解消どころか、かえって、新たにインドシナ諸民族との間に矛盾を生じ、しかもアメリカ、イギリスなどとの対立を決定的に深めることになっていった。

そこで日本は、1941年12月8日、東南アジアや太平洋地域にも侵略戦争を拡大していったのである。太平洋戦争の開始である。

このような侵略戦争のアジア、太平洋地域への拡大は、朝鮮民族との矛盾の深化と相まって、朝鮮に対する戦時植民地統治をさらに、新たな段階におしすすめることになった。

侵略戦争を強行していくための人身的動員と物質的財貨の動員が未曾有に拡大、強化された。そして、これらの動員のために、植民地統治権力の直接の赤裸々な暴力が徹底的、全面的に行使されていった。これとともに、従来おこなわれていた、朝鮮民族の「自発性」をひきだし、これを利用する政策は、相対的に後退していった。

しかし、このような直接の暴力を主要な槓杆とする物質的財貨の略奪と人身拘束の動員は、一定の成果をあげたようにみえたが、それ以上に、朝鮮民族との間に矛盾を決定的に深めていった。

こうして日本の朝鮮民族に対する植民地統治は、民族の独立を求め、植民地統治に反対する朝鮮民族の独立闘争の進展によって、侵略戦争における決定的な敗北と相まって、完全に崩壊していったのである。

それでは、日本の戦時朝鮮植民地統治は、具体的にはどのようにして形成され、そして強行され、

それはまた朝鮮民族との間に矛盾を深め、崩壊していったのであろうか。

本稿では、このような課題を解明する作業のひとつとして、1938年4月3日から1944年4月20日までに施行されていった「陸軍特別志願兵制度」について法的に論じることとする。

この「陸軍特別志願兵制度」は、先ず、内容的にみて、日本の戦時朝鮮植民地統治を具体的かつ集中的にあらわすものであった。

第一に、この制度は、朝鮮民族との間に従来生じていた矛盾をふまえて侵略戦争によって拡大していった矛盾を解決するために、朝鮮民族を朝鮮植民地統治史上初めて、兵力として組織的、集团的に動員していった。しかし、新たに矛盾を拡大することになっていった。

第二に、この制度は、「陸軍特別志願兵制度」の「志願」名称から、朝鮮民族の「自発的」な意思を前提にしているようにみえるが、その本質は、日本の一方的な国家意思もとづいて、朝鮮民族の意思を無視して、朝鮮民族を天皇の軍隊、皇軍の兵力として侵略戦争に動員するものであった。

第三に、この制度は、警察や「訓練所」などの朝鮮総督府機関を中心とする植民地統治権力の権力的強制をとまっておしすすめられた。しかしそれだけでなく、植民地権力と一体となって創出された国民精神総動員朝鮮連盟などのファッション団体をも利用しておしすすめられていった。

第四に、この制度は、朝鮮民族の「志願者」、「志願兵」が、天皇の軍隊の兵士として死をも恐れぬ精神でもって日本の侵略戦争に積極的に応じるようにするために、「志願者」、「志願兵」に対して民族性をうばい、皇国臣民精神などを強制して、皇国の兵士として改造していった。

以上のようにして「陸軍特別志願兵制度」は、戦時植民地統治の特徴を具体的かつ集中的に表現していたのである。

そして、この制度は、1938年4月3日から約5年、1944年4月20日までに施行された。

この時期は、日本の侵略戦争の強行とともに、戦時朝鮮植民地統治が形成され、おしすすめられ、それにともなう、朝鮮民族との間の矛盾が激化していく時期でもあった。

こうして、この制度の定立と運用は、日本の朝鮮戦時植民地統治の形成、強行、崩壊に大きな影響を与えているとともに、また、それに影響を受けながら、おしすすめられたのである。

このような内容と意義をもつ「陸軍特別志願兵制度」について、本稿において、それを特に法的に分析する理由は、次の諸点を明らかにするためである。

まず第一に、この制度は、日本の天皇を中心に、政府、軍、朝鮮総督府が一体となって形成した最高の国家意思にもとづいて定立、施行され、朝鮮民族を制度形成の主体としてまったく排除して、制度の単なる客体、しかも民族性のない客体として、天皇の軍隊、皇軍の「陸軍特別志願兵」として編入していくものであること。

第二に、この制度は、日本の朝鮮植民地統治と侵略戦争によって生じる矛盾の産物であるとともに矛盾の解決策でもあること

第三に、この制度は、警察や「訓練所」などの朝鮮総督府機関によって権力的、強制的に施行され、おしすすめられる必然性を制度そのものに内在させていること。

第四に、この制度は、名称は「志願兵制度」であっても、本質的には国家権力による強制という点において徴兵制度と同一の制度であること。

第五に、この制度の国家権力による強制の本質は、日本の朝鮮植民地統治と侵略戦争によって生じる矛盾に規定されて現象すること。

最後に、この制度を法的に分析する理由は、この制度に関する諸法令についてこれらを体系的に論じたものが、管見の限り、今日までのところ、わが国内外において、存在していないようであるからである。

第一章 「陸軍特別志願兵制度」の定立過程

日本は、中国に対する侵略戦争を全面的に拡大していった1937年7月7日から約7カ月後の1938年2月22日に、勅令第95号「陸軍特別志願兵令」を公布した。

そしてこの「陸軍特別志願兵令」の関連法令として、同年3月29日に、勅令第156号「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所官制」を公布した。さらに、同年3月30日に、陸軍省令第11号「陸軍特別志願兵令施行規則」、4月2日に、朝鮮総督府令第70号「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所規定」、朝鮮総督府令第71号「朝鮮総督府陸軍志願者訓練所生徒採用規則」、朝鮮総督府訓令第15号「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所生徒採用手続」をそれぞれ制定した¹⁾。

こうして、これらの法令にもとづいて制度すなわち、「陸軍特別志願兵制度」が定立されることになったのである。

ところで、これらの法令のうち、勅令は天皇大権によって制定され、陸軍省令は陸軍大臣、朝鮮総督府令と朝鮮総督府訓令は朝鮮総督によって、それぞれ制定されるものである。

このことは、「陸軍特別志願兵制度」は、日本の天皇を中心に政府、軍、朝鮮総督の統一的な最高の国家意思にもとづいて定立されるものであることを意味している。

ところで、この「陸軍特別志願兵制度」が基礎づけられる諸法令は、体系的に制定されたものである。そして、これらの法体系において中核となる規定は、基本法である「陸軍特別志願兵令」の次のような第1条、特にその第1項である。

「第一條 戸籍法ノ適用ヲ受ケザル年齢十七年以上ノ帝國臣民タル男子ニシテ陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ銓衡ノ上之ヲ現役又ハ第一補充兵役ニ編入スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ現役又ハ第一補充兵役ニ編入セラレタル者ノ兵役ニ關シテハ陸軍大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外兵役法ノ定ムル所ニ依リ現役兵又ハ第一補充兵トシテ徴集セラレタル者ノ兵役ニ同ジ

第一項ニ規定スル年齢ハ志願ノ年ノ十二月一日ニ於ケル年齢トス」

ところが、この第1条の第1項をふくめ、「陸軍特別志願兵令」とその関連法令においては、この制度の対象とする者、すなわち、「現役又ハ第一補充兵役ニ編入スルコトヲ得」る者は、どのような民族であるのか、具体的に規定されず、ただ抽象的に「戸籍法ノ適用ヲ受ケザル」「帝國臣民」と規定されているのである。

ところで、「戸籍法ノ適用ヲ受ケザル」「帝國臣民」とは、一般的には「外地臣民」、「外地人」であり、具体的には「朝鮮人、臺灣本島人、アイヌ人以外の樺太土人²⁾」である。

それ故に、「陸軍特別志願兵制度」の法的な分析においては、この制度が対象とする「戸籍法ノ適用ヲ受ケザル」「帝國臣民」は、どのような民族であるのか、先ず確認されなければならないのである。

ところで、すでに論じたように、「陸軍特別志願兵制度」は、「陸軍特別志願兵令」を基本法としながら、朝鮮総督府令第70号「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所規程」、朝鮮総督府令第71号「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所生徒採用規則」、さらに、朝鮮総督府訓令第15号「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所生徒採用手続」など、朝鮮総督が制定し、朝鮮総督府が関係する法令によっても制度化されたものである。

そして、この朝鮮総督と朝鮮総督府は、1910年の勅令第354号「朝鮮総督府官制³⁾」の第1条において次のように規定されているように、朝鮮民族を統治する朝鮮最高の機関である。

「第一條 朝鮮總督府ニ朝鮮總督ヲ置ク
總督ハ朝鮮ヲ管轄ス」

これらのことを勘案すれば、「陸軍特別志願兵制度」の対象とする「戸籍法ノ適用ヲ受ケザル」「帝國臣民」は、朝鮮民族、朝鮮人であるということがわかる。

以上のようにして「陸軍特別志願兵制度」は、朝鮮民族を「陸軍特別志願兵」として陸軍の兵役に編入していくのである。

このことは、「陸軍特別志願兵制度」は朝鮮民族を、制度の形成主体としてはまったく排除し、制度の単なる客体、しかも民族性のない客体としていくことを意味している。

第二章 「陸軍特別志願兵」の員数の決定と割当過程

「陸軍特別志願兵制度」は、兵役志願に対してどのような意思を有する朝鮮人が対象とされる制度であるか、の点から、「陸軍特別志願兵令」の第1条の第1項をみると、「陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノ」と規定されている。

この規定によれば、「陸軍特別志願兵制度」の対象とされる朝鮮民族は、兵役志願の意思の有無、自発性からみて、兵役に服することを志願する自発的な自由意思を有する者に限定されているよう

にみえる。換言すれば、「陸軍特別志願兵制度」は、兵役に志願する意思を有しない者は、これを志願兵としない、としているようにみえる。

しかし、そうであると断言することは早計であろう。なぜならば、自発的な意思をもって「陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノ」、「志願者」が絶無であれば、「陸軍特別志願兵制度」は存立することができなくなり、ひいては、天皇の命令が執行されることができなくなる事態をもたらすからである。

そこで、「陸軍特別志願兵制度」の対象とされる朝鮮民族は、兵役志願に対してどのような意思を有する者であるのか、問題にされなければならない。

ところで、この問題を解明するためには、「現役又ハ第一補充兵役ニ編入スルコトヲ得」る者、「志願兵」の定員がどのようにして決められ、そして、確保されていくものであるかを論じる必要がある。

なぜならば、「現役又ハ第一補充兵役ニ編入スルコトヲ得」る者、「志願兵」の員数が、これを決定する者の必要性を最優先して決定されて、割当てられるならば、「現役又ハ第一補充兵役ニ編入スルコトヲ得」る者、「志願兵」は、志願兵となる自発的な意思を有する者に限定されるとはいえないからである。これとは反対に、「現役又ハ第一補充兵役ニ編入スルコトヲ得」る者、「志願兵」の定員が、これを決定される者の自発性を尊重し、それを最優先して決定され、そして確保されるならば、「現役又ハ第一補充兵役ニ服スルコトヲ得」る者、「志願兵」は、志願兵となる任意の自由意思を有する者に限定されるからである。

そこで、「陸軍特別志願兵制度」は、志願に対してどのような意思を有する者が志願兵の対象とされるのかを明らかにするために、「現役又ハ第一補充兵役ニ編入スルコトヲ得」る者、すなわち、「志願兵」の定員が、どのようにして決定され、そして確保されていくかを論じることにする。

まず、この定員がどのようにして決定されるかを論じる。

ところで、「陸軍特別志願兵令施行規則」は、第3条において次のように規定している。

「第三條 朝鮮軍司令官ハ毎年一月十日迄ニ到著スル如ク令〔「陸軍特別志願兵令」一引用者注〕

第一條ノ規定ニ依リ現役又ハ第一補充兵役ニ編入スベキ者ノ人員及入營部隊ニ關スル意見ヲ
陸軍大臣ニ提出スベシ」

また、「陸軍特別志願兵令」は、第2条の第1項において次のように規定している。

「第二條 前條ノ規定ニ依リ現役又ハ第一補充兵役ニ編入スベキ員數ハ毎年陸軍大臣上裁ヲ經テ
之ヲ定ム」

そして、「陸軍特別志願兵令施行規則」は、第四条において次のように規定している。

「第四條 陸軍大臣ハ令〔「陸軍特別志願兵令」一引用者注〕第一條ノ規定ニ依リ現役又ハ第一補充兵役ニ編入スベキ者ノ人員及入營部隊ヲ朝鮮軍司令官ニ達ス」

さらに、「陸軍特別志願兵令」は、第2条の第2項において次のように規定している。

「前條ノ規定ニ依ル現役又ハ第一補充兵役編入ノ手續ヲ終リタルトキハ陸軍大臣ハ其ノ狀況ヲ上奏スベシ」

これらの規定によって、「現役又ハ第一補充兵役ニ編入スベキ者ノ人員」、すなわち、「現役又ハ第一補充兵役ニ編入スルコトヲ得」る者、「志願兵」の定員数が、次のような手続きを経て決められ、そして、その確保が確認されるものであることがわかる。

まず、朝鮮軍司令官が朝鮮軍に現役又は第一補充兵役として編入される人員についての意見を陸軍大臣に提出する、陸軍大臣がこの意見にもとづき暫定的にその定員を決める、この定めた員数を天皇に上奏する、天皇がこの上奏された員数を裁可し、正式に決定する、この裁可し、正式に決定した員数を陸軍大臣に下命する、陸軍大臣がこの下命された員数を朝鮮軍司令官に達する。

次に、この裁可、下命された定員について、それが現実に確保されたばあい、その旨を朝鮮軍司令官は陸軍大臣に報告する、陸軍大臣はこれを天皇に上奏する、そして、最後に天皇がこれを裁可する。

このように、「現役又ハ第一補充兵役ニ編入スルコトヲ得」る者、「志願兵」の定員はこれに朝鮮民族が自発的に何人応じるかどうかには関係なく、天皇を中心に、政府、朝鮮軍が一体となって、一方的に決定され、そして、こうして決定された員数が現実に確保されたばあい、そのことが最終的に天皇を中心に政府、軍一体となって確認されるのである。

この定員の決定とその確保の最終の確認の過程は、「陸軍特別志願兵制度」は天皇を中心に、政府、軍が一体となった最高の国家意思にもとづいて施行され、おしすすめられるものであることを示している。

ところで、この決定過程の始源となっている、「朝鮮軍指令官」の「意見」とは、周知のように朝鮮軍の軍事的要求に基づくものであり、そして、この軍事的要求は、日本の侵略戦争によって生じるものである。

このことは「陸軍特別志願兵制度」は日本の侵略戦争によって生じる矛盾の産物であり、その矛盾を朝鮮民族を兵力として動員することによって解決する制度であることを示している。

次に、この定員が員数的にどのようにして確保されるのか論じることにする。

ところで、後で詳述するように、「陸軍特別志願兵令施行規則」の第2条において、「陸軍ノ現役又ハ第一補充兵役ニ編入セラレ得ベキ者」は、「朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所ノ課程ヲ修了シ又ハ修了シ得ベキ見込ノモノニ限ル」と規定されている。

そして、この「朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所ノ課程ヲ修了シ又ハ修了シ得ベキ見込モノ」の員数の確保に関して、「朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所生徒採用規則」は、第5、8、9条において次のように規定している。

「第五條 道知事ハ其ノ道ニ割當テラレタル推薦スベキ員數ノ入所志願者ヲ志願兵訓練所長ニ推薦スベシ」

「第八條 志願者訓練所長ハ道知事ノ推薦シタル入所志願者ニ付陸軍身體検査規則ノ規定ニ準ジ検査ヲ行ヒ其ノ採否ヲ決定スベシ」

「第九條 前條ノ規定ニ依ル検査ニ於テ不合格者アルトキ又ハ入所不能ノ事情生ジタル者アルトキハ其ノ不合格者又ハ入所不能ノ事情生ジタル者ヲ推薦シタル道知事ヨリ更ニ補充推薦セシムベシ特別ノ事情アル場合ハ前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得」

これらの規定によって、「朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所ノ課程ヲ修了又ハ修了シ得ベキ見込モノ」の員数が、次のような手続きを含みながら確保されるものであることがわかる。

まず、朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所所長が、この訓練所への「入所志願者」数を一方的に、すなわち、朝鮮民族がそれにどれだけ応じるかには関係なく、決定する。そして、この「入所志願者」数を各道知事に割当てる。各道知事は、この割当てられた「入所志願者」数を訓練所長に推薦する。そのさい、この割当てられた推薦員数は、訓練所長の承認が得られない限り、これを絶対に充足しなければならない。

このような過程は、「現役又ハ第一補充兵役ニ編入スルコトヲ得」る者、「志願兵」の定員は、定員そのものの数としてではないが、この定員を満たすべく「朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所」に入所し、訓練を受けるべき生徒の員数として、朝鮮總督府の諸機関によって一方的に、朝鮮民族がそれに自発的に何人応じるかどうかには関係なく、朝鮮民族に割当てられ、押しつけられるものであることを示している。

以上のようにして、「現役又ハ第一補充兵役ニ編入スルコトヲ得」る者、「志願兵」の定員は決定され、割当てられるのである。

このことによって「志願兵」の対象とされる者は、志願兵となる自発的な意思を有する者とは限らないということ、そのような者で定員が満たされないばあい、そのような意思をもたない者が志願兵の対象とされることがわかる。

ところでこのことは、「陸軍特別志願兵制度」は、その運用において強制性、権力性を必然的に内在させていることを示している。けだし、志願兵となる自由意思を有する者が定員を満たさない場合、警察をはじめとする朝鮮總督府の諸機関その他が動員されて、志願の意思のない者が強制的、権力的に「志願者」「志願兵」としてあげられねばならないからである。

第三章 「陸軍特別志願兵」の兵役編入過程

第一節 兵役編入の条件

「陸軍特別志願兵制度」の対象とされる朝鮮民族は、どのような過程をふまえて、「志願兵」として編入されるのか、という点から、「陸軍特別志願兵令」の第1条の第1項をみると、「陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ銓衡ノ上」とだけ規定されている。

そこで、「陸軍特別志願兵制度」の対象とされる者は、具体的にはどのような過程を経て「志願兵」として編入されるのか、明らかにされなければならない。

ところで、この「陸軍大臣ノ定ムル所」がより具体的に規定された法令のひとつが、陸軍大臣が制定した、「陸軍特別志願兵令施行規則」である。

これについて、「陸軍特別志願兵令施行規則」は、第1条において次のように規定している。

「第一條 本令ニ於テ令ト稱スルハ陸軍特別志願兵令ヲ謂フ」

そして、この「陸軍特別志願兵令施行規則」は、第2条において次のように規定している。

「第二條 令〔「陸軍特別志願兵令」一引用者注〕第一條ノ規定ニ依リ陸軍ノ現役又ハ第一補充兵役ニ編入セラレ得ベキ者ハ體格等位甲種（兵役法施行令第六十八條ノ規定ニ依ル）、身長一・六〇米以上ニシテ現役兵トシテ入營シ又ハ第一補充兵トシテ教育ノ爲召集セララル迄ニ朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所ノ課程ヲ修了シ又ハ修了シ得ベキ見込ノモノニ限ル」

この規定によって、「陸軍特別志願兵制度」の対象とされる「志願者」は、「志願兵」として編入されることができるようには、大別二つの条件、すなわち、身長1.6メートル以上にして、「兵役法施行令」の規定する体格等位甲種に合格すること、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所」で訓練を受け、それを終了した者、又は終了し得べき見込の者との認定を受けること、を満たさなければならないことがわかる。

このことは、「志願者」は、志願兵となることに対してどれだけ自発的で強い意思を有する者であっても、そのまま「志願兵」として編入されることはできず、これらの課せられた条件をみたさなければ、「志願兵」として編入されることはできないことを意味している。

ところで、これらの条件のうち、身体上の適性の検査にかかわって、「陸軍特別志願兵令施行規則」は、第5、6、7、8、10条において次のように規定している。

「第五條 令〔「陸軍特別志願兵令」一引用者注〕第一條ノ規定ニ依リ陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スル者ハ四月三十日迄ニ到著スル如ク願書ニ戸籍抄本ヲ添ヘ之ヲ本籍地ノ警察署長ニ

差出スベシ

〔後 略〕〕

「第六條 警察署長前條ノ願書類ヲ受ケタルトキハ朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所生徒採用豫定者タルモノニ限り其ノ身上明細書、壯丁名簿及壯丁名簿附表ヲ調製シ之ヲ願書類ニ添附シ道知事ニ提出スルモノトス
道知事前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ之ヲ審査シ且壯丁連名簿ヲ調製添附シ五月二十日迄ニ到着スル如ク朝鮮軍司令官ニ提出スルモノトス

〔後 略〕〕

「第七條 朝鮮軍司令官ハ朝鮮ニ在ル部隊ニ屬スル將校ヲ以テ銓衡委員ヲ編成シ銓衡ノ爲必要ナル検査ヲ爲サンメ其ノ適否ヲ決シ適當ト認メタル者ニ對シテハ現役又ハ第一補充兵役編入ノ處分ヲ爲ス
前項ノ検査ハ陸軍身體検査規則ニ定ムル徵兵身體検査及朝鮮軍司令官ノ規定スル學科試験トス」

「第八條 朝鮮軍司令官ハ前條ノ規定ニ依リ志願者ヲ現役又ハ第一補充兵役ニ編入シタルトキハ道知事及警察署長ヲ經テ之ニ現役兵證書又ハ第一補充兵證書ヲ交付スベシ

〔後 略〕〕

「第十條 第八條ノ規定ニ依リ現役又ハ第一補充兵役ニ編入セラレタル者ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルモノハ兵役免除ノ手續ヲ爲スベキモノトス

〔前 略〕

三 現役兵トシテ入營シ又ハ第一補充兵トシテ教育ノ爲召集セラルル迄ニ朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所ノ課程ヲ終了セザル者

〔後 略〕〕

これらの規定によって、「志願者」は、「志願兵」としての身体上の適性を、朝鮮軍司令官が徵兵身体検査に準じて行なう検査によって判断されねばならないこと、身体に関する限りこの可否の判断が最終的なものであること、そして、この身体検査を受けることができるためには、先ず、本籍地の警察署長に願書類を提出しなければならないこと、しかし、願書を提出しても、「朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所生徒採用予定者」のみしか身体検査を受けることができないこと、しかも、この身体検査に合格したとしても、「朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所ノ課程ヲ終了セザル者」は、兵役に編入されることができないこと、などが明らかになる。

これらのことは、「志願者」が「志願兵」として編入されることのできる条件は、何よりも「朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所」に入所し、そこでの訓練を終了し、その認定を受けなければならないことであることを示している。

以上のようにして、「陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノ」、「志願者」は、兵役に編入され

ることができるためには、「朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所」に入所し、そこでの訓練を終了し、その認定を受けなければならないのである。

第二節 「訓練所」への編入過程

「陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノ」、「志願者」が、そこへの入所とそこでの訓練終了を義務づけられているところの「朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所」とは、「朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練官制」によって設立されるものである。

これについて、「朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所官制」は、第1条において次のように規定している。

「第一條 朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所ハ朝鮮總督ノ管理ニ屬シ陸軍特別志願兵令第一條ノ規定ニ依リ陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願シタル者ニ對シ心身ノ鍛鍊其ノ他ノ訓練ヲ施ス所トス」

しかし、「志願者」がこの「訓練所」に入所することができるようになるためには、たとえ志願に対する自発的で強い意思を有する者であっても、「志願者」は、朝鮮總督府諸機関による銓衡を受け、それらに合格しなければならないのである。

これについて、「朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所規定」は、第1条において次のように規定している。

「第一條 朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所ニ入所セシムベキ者ハ戸籍法ノ適用ヲ受ケザル年齢十七年以上ノ帝國臣民タル男子ニシテ陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノノ中ヨリ別ニ定ムル所ニ依リ銓衡ノ上之ヲ採用ス
前項ニ規定スル年齢ハ志願ノ年ノ十二月一日ニ於ケル年齢トス」

そして、この銓衡の経過と内容は、次のとおりである。

まず、本籍地所轄の警察所長に願書その他を、当該年の2月20日までに提出しなければならない。

これについて、「朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所生徒採用規則」は、第3条においてつぎのように規定している。

「第三條 入所志願者ハ願書ニ履歴書、資産及所得調書、住所地又ハ本籍地ノ府尹又ハ邑面長ノ證明書、公醫又ハ官公立ノ病院若ハ醫院ノ醫師ノ作製セル體格検査表及戸籍抄本ヲ添付シ毎年二月十日迄ニ本籍地所轄警察署長ニ提出スベシ
朝鮮外ニ居住スル入所志願者ハ居住地ノ市長村長若ハ之ニ相當スル機關又ハ所轄日本領事ノ

證明書ヲ以テ前項ノ證明書ニ代フルコトヲ得」

ところで、ここで提出を義務づけられている「住所地又ハ本籍地ノ府尹又ハ邑面長ノ證明書」は、次に掲げるように、「陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノ」の思想、品行、生計などに関する証明書である。

「〔前 略〕

右者今般貴所生徒トシテ採用志願ノ處志操堅固行狀方正ニシテ入所中一家ノ生計ハ勿論家事ニ支障ナク身元確實ノ者ニ付生徒トシテ適當ナル者タルコトヲ保證候也

〔後 略〕」

このように「志願者」は、願書、履歴書など本人自身が作成する書類に加えて、朝鮮総督府機関などが作成する「志願者」についての思想や品行などに関する証明書などを一括して、本籍地所轄の警察署長に提出しなければならないのである。

そして、これらが受理されれば、次に、受理した警察署長が行なう適格審査、さらに、適格者のみに行われる身上調査を3月20日までに受けなければならない。

これについて、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所生徒採用手続」は、第2条において次のように規定している。

「第二條 願書ヲ受理シタル警察署長ハ志願者訓練所生徒採用規則第一條各號ニ該當シ第二條ニ牴觸セザル適格者ニ付身上調査書二通ヲ願書ニ添ヘ志願者ノ本籍地、住所、氏名及年齢ヲ記載セル志願者連名表ヲ添付ノ上毎年三月二十日迄ニ之ヲ道知事ニ申達スベシ
前項ノ身上調査書及志願者連名表ノ控ハ之ヲ保留シ置クベシ」

この警察署長の適格審査において、その基準とされる「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所生徒採用規則」の「第一條各號」と「第二條」は、次に掲げるように、「志願者」の年齢、体格、家族関係、資産関係、学歴及び学力、思想傾向などを問うているものである。

「第一條 〔前 略〕

- 一 年齢十七年以上ノ者但シ年齢ハ志願ノ年ノ十二月一日ニ於ケル年齢トス
- 二 身長一・六〇米以上ニシテ陸軍身體検査規則ノ規定ニ依ル體格等位甲種ノ者
- 三 思想堅固ニシテ體軀強健且精神ニ異常ナキ者
- 四 修業年限六年ノ小学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アル者
- 五 行狀方正ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

六 入所及服役中一家ノ生計竝ニ家事ニ支障ナキ者」

「第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ採用セズ

- 一 破産者ニシテ復權ヲ得ザル者
- 二 親權ヲ行フ者又ハ後見人ニ於テ前號ノ事由アルトキ
- 三 罰金刑以下ノ刑ニ處セラレタル者ト雖其ノ所犯志願兵トシテ不適當ト認ムル者」

このような基準の適格審査において適格者と認定された者は、次に、同じ警察署長による身上調査を受けなければならない。その内容は、先述の適格審査がさらに広げられ、かつ詳細にされるものである。すなわち、審査の対象が本人は勿論のこと、その家族、血族にまで拡大されるとともに、内容において、特にそれらの所有する思想が微細に問われる。すなわち「本人」の「思想傾向特ニ社会運動関係ノ有無及其ノ状況」、「家族ノ思想運動関係ノ有無及其ノ状況」、「血族」の「處刑者ノ有無及其ノ状況」などについてである。

これについて「身上調査書」は、次のように規定している。

「陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノ」は、このような警察署長による適格審査と身上調査を経て、さらに、道知事の行う銓衡試験を受けなければならない。

これについて、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所生徒採用規則」は、第 4 条において次のように

年 月 日		知 事 所 見		年 月 日		警察署長總括所見		係 關 族 血		係 關 族 家		人										本				氏 名	現 住 所	本 籍 地	身 上 調 査 書
								參 考 事 項	其 ノ 他	及 刑 者 ノ 有 無	遺 傳 性 疾 患 者 ノ 有 無	家 庭 ニ 在 ラ ル 者 ノ 有 無	資 産 並 ニ 生 計	ノ 有 無	否 竝 ニ 家 庭 ノ 有 無	其 ノ 他 參 考 事 項	郷 黨 ノ 風 評	賞 罰	宗 教	練 修 得 ノ 概 況	軍 事 教 練 修 得 ノ 概 況	無 會 及 其 ノ 有 無	思 想 動 向 係 特 ニ 有 無	交 友 關 係	素 行				
何 道 知 事 氏				何 々 警 察 署 長 氏																									
名 [㊦]				名 [㊦]																									

規定している。

「第四條 入所志願者ハ本籍地所轄道知事ノ行フ銓衡試験ヲ受クベシ

朝鮮内ニ居住セル者ニシテ本籍地外ニ在ル者ハ住所所轄道知事ノ行フ銓衡試験ヲ受クルコトヲ得」

そして、道知事が行なう銓衡試験の内容は、身体に関する検査、日本語の習熟度を中心に問う学力試験、思想などを調査する口頭試験などである。

これについて、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所生徒採用規則」は、第6条において次のように規定している。

「第六條 道知事入所志願者ヲ推薦スルニ當リテハ身體検査、口頭試問及學科試験ヲ行ヒ之ヲ銓衡スベシ

身體検査ハ陸軍身體検査規則ニ定ムル陸軍志願者身體検査ノ規定ニ準ジテ之ヲ行フ

學科試験ハ小學校卒業ノ程度ニ依リ國語（譯解、作文及書取）、國史及算術ノ三科目ニ付之ヲ行フ

學科試験ハ中等程度以上ノ學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニ對シテハ之ヲ省略スルコトヲ得」

そして、この口頭試問について、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所生徒採用手続」は、第8条において次のように規定している。

「第八條 口頭試問ハ其道部内高等官ノ中ヨリ試験委員ヲ選ビ之ヲ行フベシ

口頭試問ハ人物ヲ考査スル爲ニ參考トナルベキ設問ニ依リ志願者ノ思想、態度、言語等ニ付人物ノ綜合考査ヲ爲シ身上調査書ヲ參酌スベシ

口頭試問ニ當リテハ國語習熟ノ程度ヲモ檢スベシ」

以上のような道知事による銓衡を受け、その推薦を得た者は、次に、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所」の所長による選抜を受けなければならない。

これについて、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所生徒採用規則」は、第1、2条において次のように規定している。

「第一條 朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所（以下單ニ志願者訓練所ト稱ス）生徒ハ左ノ各號ニ該當シ本籍地所轄道知事ノ推薦シタル者ヨリ之ヲ選抜採用ス

- 一 年齢十七年以上ノ者但シ年齢ハ志願ノ年ノ十二月一日ニ於ケル年齢トス
- 二 身長一・六〇米以上ニシテ陸軍身體検査規則ノ規定ニ依ル體格等位甲種ノ者
- 三 思想堅固ニシテ體軀強健且精神ニ異常ナキ者
- 四 修業年限六年ノ小學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アル者
- 五 行狀方正ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者
- 六 入所及服役中一家ノ生計竝ニ家事ニ支障ナキ者」

「第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ採用セズ

- 一 破産者ニシテ復權ヲ得ザル者
- 二 親權ヲ行フ者又ハ後見人ニ於テ前號ノ事由アルトキ
- 三 罰金刑以下ノ刑ニ處セラレタル者ト雖其ノ所犯志願兵トシテ不適當ト認ムル者」

以上のようにして、「陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノ」、「志願者」は、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所」に入所することができるようになるためには、たとえ、志願兵となることを欲する自発的で強い意思を有する者であっても、本籍所轄警察署長、本籍所轄道知事、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所」所長などの朝鮮総督府諸機関が行なう体格、学歴、日本語などの学力、家族や血族関係、資産関係、思想傾向などについて検査、審査、調査などを受け、それらに合格しなければならないのである。

このような編入過程は、次のようなことを示している。

まず、この編入過程において、中心的役割を果たす機関は、「志願者」の本籍所轄警察署長であることである。「志願者」が願書を提出する最初の機関がこの警察署長であるばかりでなく、この警察署長による適格審査と身上調査に合格しなければ、道知事の「銓衡」を受けられないのである。しかも、この適格審査は、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所」の選抜採用規準を先取りして行なわれるのである。

次に、この編入過程において、一貫して問われている「銓衡」内容は、ひとつは、身体の適格性であり、もうひとつは、思想性である。すなわち、法文上では、「志操堅固行狀方正」、「思想堅固」、「禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者」、「思想傾向特ニ社會運動關係ノ有無及其ノ狀況」、「家族ノ思想運動關係ノ有無及其ノ狀況」、「血族關係」者の「處刑者ノ有無及其ノ狀況」、「思想」、と表現はさまざまであるが、一般化すれば、思想にかかわるもの、すなわち思想傾向、思想内容である。

これらの「銓衡」内容のうち、身体の適格性は、すでに論じたように朝鮮軍によっても検査され、しかも、それによる認定が最終的なものとなる。

したがって、この過程において第一義的に問われる内容は、思想性であることになる。

ところで、この問われている思想性は、「思想傾向特ニ社會運動關係」の表現にもあらわれているように、具体的には特に、日本の戦時植民地統治に対して、どのようにみなしているかについて

の思想傾向、思想内容である。

以上論じてきたように、「陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノ」、「志願者」は、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所」に入所することができるようになるためには、たとえ志願兵となることを欲する自発的で強い意思を有する者であっても、警察署長を中心とする朝鮮総督府の諸機関によって、とりわけ、日本の植民地統治についてどのようにみなし行動しているか、不断に徹底的に問われていくのである。

ところで、このことは、「陸軍特別志願兵制度」は、日本の朝鮮植民地統治をめぐる朝鮮民族との間の矛盾を反映し、その産物であるとともに、この矛盾を朝鮮総督府の機関である警察を中心に、本質的には権力的、強制的に解決する制度であることを示している。

第三節 「訓練所」における訓練過程

「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所」に入所した「志願者」は、そこで「心身ノ鍛錬其ノ他ノ訓練」を受けなければならない。

この「心身ノ鍛錬其ノ他ノ訓練」について、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所規定」は、第3，4，5，6条において次のように規定している。

「第三條 志願者訓練所ニ於ケル訓練項目ハ訓育、普通學科及術科トス」

「第四條 訓育ハ教育ニ關スル勅語並ニ軍人ニ賜リタル勅諭ノ趣旨ニ基キ皇國精神ヲ涵養シ之ヲ實踐躬行ニ導クヲ以テ要旨トス

訓育ハ特ニ國體觀念ヲ明徴ナラシメ皇國臣民トシテノ責務ヲ完カラシムルニ必要ナル事項ニ留意シテ之ヲ授クベシ」

「第五條 普通學科ハ日常必須ノ知能ヲ増進セシムルコトヲ以テ要旨トス

普通學科ハ國語、國史、地理、數學、理科等ニ關スル事項ニ付高等小學校ノ程度ヲ基準トシ實際生活及軍隊生活ニ必要ナル事項ヲ選ビテ之ヲ授ケ特ニ訓育トノ聯絡ニ留意スベシ」

「第六條 術科ハ體操、教練、武道其ノ他軍隊ニ必要ナル事項ヲ選ビテ之ヲ授ケ特ニ訓育トノ聯絡ニ留意シ皇國精神ノ陶冶ニカムベシ」

教練ニ於テハ各箇教練、部隊教練、陣中勤務、旗信號、距離測量、軍事講話等ヲ授クベシ」

これらの条項によって、つぎのようなことがわかる。

「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所」の訓練項目は、訓育、普通学科、術科であること、訓育は「教育ニ關スル勅語」すなわち教育勅語、及び「軍人ニ賜リタル勅諭」すなわち軍人勅諭の趣旨にもとづいて皇国精神を養い、それを実践に移すように教授すること、特に国体觀念を明徴ならしめ皇国臣民としての責任を果たすように教授すること、普通学科は、軍隊生活に必要な日本語をはじめとする学力を教授すること、術科は、兵士として必要な体操、教練などを授けること、普通学科、術

科は単にそれ自身を自己目的とするのではなく、それらの教授を通じて訓育が発達するようにもすること。

ところで、このような訓練の中核である訓育のそのまた中心である教育勅語と軍人勅諭は、それぞれ「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」、「義ハ山獄よりも重く死ハ鴻毛よりも軽シト覺悟セヨリ」と規定されているように、国体、すなわち、神勅にもとづく万世一系の皇統に属する天皇が統治するとする大日本帝国の基本的な二大イデオロギーであり、「臣民」に、天皇を神とあがめ、天皇に絶対服従し、天皇の命令とあらば身命を投げうって、喜んで侵略戦争に動員されることを説くものである。

このことは、「陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノ」、「志願者」は、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所」に入所し、そこで「心身ノ鍛錬其ノ他ノ訓練」を受けなければならないということは、「志願者」は、この訓練所で、天皇制軍国主義イデオロギーを徹底的に注入され、民族性をうばわれ、天皇の命令に絶対服従し、喜んで侵略戦争に出征するような兵士、すなわち、天皇の軍隊、皇軍の兵士に改造されなければならないことを意味している。

このような内容の訓練を「陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノ」は、6ヶ月間受けねばならず、そしてそれをふまえて、認定をうけるのである。

しかし、6カ月間で訓練が終了するとは限らず、未修了と認定される者は、さらに訓練を延長しなければならない。

これらについて、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所規定」は、第2、17条において次のように規定している。

「第二條 志願者訓練所ノ訓練期間ハ概ネ六月トス」

「第十七條 訓練ヲ修了シタリト認ムル者ニハ修了證書ヲ授與ス但シ必要ト認ムル者ニ對シテハ次期一定ノ期間訓練ノ上其ノ成績ヲ考査シ修了證書ヲ授與スルコトアルベシ
訓練成績優良ナル者ニ對シテハ優良證書ヲ授與スルコトヲ得」

このように期間を延長してまでして、訓練を徹底的に受けさせられるのである。

そのさい、このような訓練を受けいれ、励行する限り、衣食を供給される。

これについて、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所規定」は、第11条において次のように規定している。

「第十一條 志願者訓練所生徒ニハ糧食ヲ給シ被服ヲ貸與ス」

しかし、このような訓練を受けいれない場合、さまざまな理由をつけて、退所を命ぜられる。

これについて、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所規定」は、第14条において次のように規定して

いる。

「第十四條 左ノ各號ノ一ニ該当スル者ニハ退所ヲ命ズベシ

- 一、志操中正ヲ缺キ又ハ品行不良若ハ怠慢ニシテ訓戒ヲ加フルモ改悛セザル者
 - 二、學科及術科ノ成績不良ニシテ課程ヲ修了スル見込ナキ者
 - 三、疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ兵トシテノ役務ニ堪ヘズト認ムル者
 - 四、陸軍特別志願兵令施行規則第十條ノ規定ニ依リ兵役免除ノ處分アリタル者
 - 五、前各號ニ掲グル者ノ外志願兵タルニ適セズト認ムル者
- 志願者訓練所長生徒ニ退所ヲ命ズル場合ハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ」

しかし、退所を命じられた者は、食費の償還を行わなければならない。これについて、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所規程」の第15条は、次のように規定している。

「第十五條 退所ヲ命ゼラレタル者ニ對シテハ在所中要シタル食費ヲ償還セシム但シ情狀ニ依リ其ノ一部若ハ全部ノ償還ヲ免除スルコトアルベシ
食費ハ一箇月十圓ノ割合ニ依リ之ヲ算定ス」

しかも、自発的な意思による退所も禁じられ、それを敢行すれば処罰の対象となる。

これについて、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所規程」は、第16条においてつぎのように規定している。

「第十六條 志願者訓練所生徒ハ自己ノ便宜ニ依リ退所スルコトヲ得ズ」

以上のように、「陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スル」者、「志願者」は、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所」において、あらゆる自由を奪われ、食費の提供と返還、退所処分など、硬軟両様のアメとムチの方策を使われて、皇軍兵士、すなわち、朝鮮民族としての意識や言語などの民族性を奪われ、天皇制、軍国主義イデオロギーを徹底的に注入された兵士として改造され、その認定を受けねばならないのである。

ところで、このような訓練過程は、「陸軍特別志願兵制度」は、まず、朝鮮民族を天皇の軍隊、皇軍の兵士として動員するものであること、つぎに、朝鮮民族との矛盾を朝鮮総督府の機関である「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所」の訓練によって、本質的には権力的、強制的に解決する制度であること、権力性、強力性を制度運用において必然的に内在させていることを示している。

第四章 「陸軍特別志願兵制度」の本質と矛盾

以上論じてきたように「陸軍特別志願兵制度」は、日本の朝鮮植民地統治と侵略戦争によって生じる矛盾の産物であるとともに、この矛盾の権力的、強制的解決策でもあり、本質的に国家権力による強制を制度そのものに必然的に内在させているのである。

このことは「陸軍特別志願兵制度」は、名称は「志願兵制度」であっても、1927年に制定された「兵役法」にもとづいて定立された徴兵制度と、本質的には同一の制度であることを示している。

しかし、この制度は、徴兵制度とまったく同一であるのではなく、兵役対象者の年齢、員数、兵役種、兵役編入過程、特に思想性が問題とされる点において、違いがみられるのである。

しかも、「陸軍特別志願兵制度」は、国家権力による強制性の本質をいつでも、そのまま顕在化させるとは限らず、それは、日本の植民地統治と侵略戦争をめぐって生じる矛盾の展開にかかっているのである。

「志願兵」の定員のすべてが、日本の朝鮮統治を支持し、「陸軍特別志願兵制度」に賛同する、自発的な志願の意思を有する者で満たされれば、「志願兵」の定員確保と思想改造における本質的強制性は外見上なくなり、「陸軍特別志願兵制度」は、外見上、志願兵制度のようにみえるようになる。しかし、そのさいでも、志願兵の志願の意思だけでなく思想傾向がきびしく調査され、この制度を志願兵の名のもとに反日独立闘争に利用しようとしているとみなされれば、志願の意思がどれだけ強くとも、この志願者は排除されるのである。

しかし、他方において、朝鮮軍が、侵略戦争の局面の悪化にともなって、「志願兵」の定員を、志願者でもって満たすことができないほど多数要求すれば、他方において、朝鮮民族が、日本の朝鮮植民地統治に反対し、この制度に反対して「志願兵」に応じなければ、換言すれば、日本の朝鮮統治と侵略戦争によって生じる矛盾が激化すれば、「志願兵」の定員の確保は不可能となる。

そのような場合は、定員確保と思想改造における強制性が顕在化し、兵役に服することを志願する意思のない者が、警察をはじめとする朝鮮総督府の諸機関を中心にしておこなわれる強制によって、「志願者」にしたてあげられ、「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所」に入所させられ、徹底的な意識改造を強制されて、皇軍兵士にしたてあげられていくことになっていくのである。これは、外見上も、徴兵制度の一手手前である。

こうして、「陸軍特別志願兵制度」は、日本の朝鮮民族に対する植民地統治と、侵略戦争による他民族、国家との間の矛盾の激化によって、「兵役法」にもとづく徴兵制度に移行していく必然性をもっているのである。

おわりに

以上論じてきたように、「陸軍特別志願兵制度」は、日本の天皇を中心にして政府、軍、朝鮮総

督が一体となって形成した最高の国家意思にもとづいて定立，施行され，朝鮮民族を制度形成の主体としてはまったく排除し，単なる客体，しかも民族性のない客体としながら天皇の軍隊，皇軍の「陸軍特別志願兵」として編入していくのである。

しかし，この制度は日本の朝鮮植民地統治と侵略戦争によって生じる矛盾の産物であるとともに，その矛盾の解決策であり，警察や「訓練所」などの朝鮮総督府諸機関によって，権力的，強制的に施行される必然性を制度そのものに内在させているのである。

したがって，「陸軍特別志願兵制度」は，名称は「志願兵制度」であっても，本質的には国家権力による強制という点において徴兵制度と同一である。

しかし，その本質をいつでもそのまま現象させるとは限らず，この現象形態は，日本の植民地統治と侵略戦争によって生じる矛盾の動向に規定されることになっているのである。

「陸軍特別志願兵制度」は，1938年4月3日から施行されていった。

「志願兵」の定員が，朝鮮民族の意思を無視して一方的に決定された。この定員を確保すべく「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所長」が各道知事に，「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所」入所推薦者数を割当てた。道知事は，志願兵となる意思のない貧しい農民を中心に推薦した。この推薦者数の確保は，衣食の供与などの口実のもとに，警察をはじめとする朝鮮総督府諸機関や官制のファッショ団体などによる直接的，間接的な強制によって達成された。自らの意思で志願する者は，少数であった。「訓練所長」は，この推薦された者の中から「志願者」を選抜し，京畿道揚州郡と平安南道平壤市にそれぞれ設置された「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所」において，これら「志願者」に対して，徹底的な民族性抹殺と，皇国臣民意識注入などを行ない，皇軍兵士に改造していったのである。

そして，「陸軍特別志願兵」として朝鮮軍に編入された員数は，侵略戦争の拡大とともに増加していった。すなわち，1938年に400人（内訳，現役兵300人，第一補充兵100人），1939年に600人（同上，250人，350人），1940年に3,000人（同上，900人，2,100人），1941年に3,000人（同上，1,000人，2,000人），1942年に4,500人（同上，2,250人，2,250人），1943年に5,330人（同上，3,200人，2,130人）総計16,830人（同上，7,900人，8,930人）が朝鮮軍に編入されたのである。

こうして，「陸軍特別志願兵制度」は，朝鮮民族との矛盾を国家権力によって打破しながら，日本の朝鮮植民地統治史上，初めて，朝鮮民族を兵力として組織的，体系的に侵略戦争に動員していたものであり，名称は「志願兵制度」であっても，本質的には「兵役法」にもとづく徴兵制度と同一のものとして施行されていったのである。

ところで，「陸軍特別志願兵制度」の対象とされる朝鮮民族の「志願者」，「志願兵」は，他方において，朝鮮民族の社会的諸関係の総体でもあった。

したがって，或る朝鮮人個人を「志願者」，「志願兵」としていくためには，朝鮮民族の社会全体をも「陸軍特別志願兵制度」化，つまり軍国主義化しなければならなかった。

こうして，「陸軍特別志願兵制度」は，朝鮮社会全体の軍国主義化，天皇制ファシズム化の形成，

強化の契機ともなったのである。

すなわち、この「制度」の施行と前後、あるいは併行して、朝鮮民族全体に対して、精神生活においては、徹底的な皇国臣民化政策と民族性抹殺政策が各種の形態でおこなわれていった。すなわち、朝鮮語の教授の禁止と日常生活における使用制限、日本語の教授と使用の強制、皇国史観の押しつけと朝鮮史の歪曲、神社参拝の強制、「創氏改名」の強制、「皇国臣民の誓詞」の斉唱強制、その他である。また、社会生活においては、国民精神総動員朝鮮連盟などの官製のファッショ団体が組織されていった。

これとともに、朝鮮民族の所有、生産する物質的財貨に対する動員と、人身そのものに対する動員がおしすすめられていった。

しかし、このような植民地統治は、朝鮮民族との間の矛盾をさらに激化していった。

他方において、日本の侵略戦争の戦局は悪化し、中国侵略戦争に続いて「仏印進駐」を強行し、1941年12月8日には、アジア、太平洋地域にも侵略戦争を拡大していった。

このような侵略戦争の強行による矛盾の深化、拡大によって、朝鮮民族に対する戦時植民地統治は、さらに新たな段階におしすすめられることになった。

すなわち、従来おこなわれてきていた人身的動員と物質的動員が未曾有に強化されただけでなく、新たな形態でもおこなわれるようになった。その結果、物質的財貨に対する動員は、米穀をはじめ82種類の「供出」、「献品」、「献金」、「決戦貯蓄」などの形態で強行されるにいたった。そして、人身的動員は、「労働力」として、「徴用」、「官斡旋」、「募集」、「勤労報国隊」、「学徒勤労働員」、「女子挺身隊」などの形態で、兵力として、「少年志願兵」、「海軍特別志願兵」、「学徒志願兵」などの形態で、また、軍事的「労働力」として「軍属」の形態でおこなわれるようになっていった。人身的動員は、さらに、日本侵略軍の将官や兵士の性的慰安のために従軍させられる「従軍慰安婦」の形態でも強行されていった。

そして、これらの人身拘束的動員と物質的略奪のために、植民地統治権力による赤裸々な直接の暴力が主要な手段として行使されていった。従来おこなわれていた、朝鮮民族の「自発性」をつくりだし、それを利用して人的、物的動員をおこなう政策は相対的に後退していった。

このような戦時植民地統治の変化は、「陸軍特別志願兵制度」にもあらわれ、同制度は、本質的にも、外見的にも、統治権力の赤裸々な直接の強制による兵力動員である徴兵制度にかえられていったのである。すなわち、1943年8月1日から「兵役法」にもとづく徴兵制度が施行されていった。そして、1944年4月20日に、「陸軍特別志願兵制度」は完全に廃止された。

しかし、このような国家権力の直接の暴力を主要な槓杆とする物質的財貨の略奪と人身拘束的動員の全面化、強化は、朝鮮民族との間の矛盾を決定的に深めることになった。

こうして、日本の朝鮮民族に対する侵略戦争中における植民地統治は、侵略戦争における決定的な敗北と相まって、朝鮮民族の民族独立闘争によって、1945年8月15日、完全に崩壊したのである。⁵⁾

注

- 1) 本稿において引用されている「陸軍特別志願兵令」とその関連諸法令は、すべて、韓國學文献研究所編『朝鮮總督府官報・第117卷』亞細亞文化社（大韓民國），1987年，に所収されているものである。
- 2) 編輯代表者 我妻榮・横田喜三郎・宮沢俊義『岩波法律學小辭典』岩波書店，1937年，92ページ，615～616ページ。
- 3) 『官報』1910年・勅令第354号「朝鮮總督府官制」。
- 4) 陸軍省兵務課編『教練教科書 學科之部』軍人會館圖書部，1942年。
- 5) 「陸軍特別志願兵制度」の施行の実態を含め，日本の戦時朝鮮植民地統治全体の歴史的展開についての具体的論証は，これを他日に期したい。